

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 西武建設株式会社
代表者及び住所 埼玉県所沢市くすのき台1-11-1
代表取締役 佐藤 誠
2. 指名停止措置期間 : 令和5年9月11日から令和6年1月10日まで(4ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 西武建設株式会社は、令和5年7月21日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者はその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長から監督処分(営業停止45日間)を受けた。
5. 指名停止措置理由 : 西武建設株式会社が建設業許可部局より監督処分(営業停止45日間)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141
契約課長 大桐 敦彦(内線 2511)
建設専門官 磯川 健一(内線 2512)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 木津川道路株式会社
代表者及び住所 京都府木津川市加茂町高田柿ノ内95番地2
代表取締役 多田 涼子
2. 指名停止措置期間 : 令和5年9月11日から令和6年1月10日まで(4ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 木津川道路株式会社は、営業所に常勤の専任技術者がいるように見せかけた虚偽の書類により京都府に建設業許可の変更を届出、不正に特定建設業許可を受けたとして、代表取締役を含む5人が建設業法違反の疑いで京都府警察本部に逮捕された。
5. 指名停止措置理由 : 木津川道路株式会社の代表取締役を含む5人が建設業法違反の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦(内線 2511)

建設専門官 磯川 健一(内線 2512)